

岩手県内で農薬を販売する方へ

農薬販売の手引き

(令和4年2月版)

(目次)

- 1 農薬販売の届出
 - (1) 届出の手続き、様式 P 1
 - (2) 届出先 P 1
 - (3) 個人の場合の記入例（販売届、変更届、廃止届） P 2～6
 - (4) 法人の場合の記入例（販売届、変更届、廃止届） P 7～9
- 2 農薬販売にあたっての注意点等
 - (1) 農薬取締法上の定義 P 10
 - (2) 農薬販売にあたっての注意点 P 10～13

岩手県病害虫防除所

※ 様式等は、岩手県公式ホームページ
(<https://www.pref.iwate.jp/index.html>)
から入手できます。

サイト内検索 X 検索

携帯電話用QRコード



1 農薬販売の届出

(1) 届出の手続き、様式

岩手県内で農薬の販売をする方は、農薬取締法第 17 条に基づき販売所毎に知事への届出が必要です。

届出が必要となる事項	届出期日	届出書類
① 新たに農薬の販売を始める場合	販売を開始する日までに	様式第 1 号「農薬販売届」を 1 部。
② 販売所を増設する場合 (届出済みの販売者が県内で販売所を増やす場合)	増設から 2 週間以内に	様式第 1 号「農薬販売届」を 1 部。
③ 届出内容に変更が生じた場合 ・ 販売者の氏名(法人名、法人代表者)や住所の変更 ・ 販売所の名称や所在地の変更	変更の日から 2 週間以内に	様式第 2 号「農薬販売届(変更)」を 1 部。
④ 農薬の販売を廃止する場合、販売所を一部廃止する場合	廃止の日から 2 週間以内に	様式第 3 号「農薬販売届(廃止)」を 1 部。

ア 届出書の提出に際して

- ・ 複数の販売所に係る届出を同時に行う場合は、届出書 1 通に販売所一覧(任意様式)を添付することにより届出することもできます。
- ・ 登記事項証明書や販売所の位置図等の添付は不要です。
- ・ 返信用封筒は不要です。

イ 個人商店の代表者を変更する場合は、旧届出者名での様式第 3 号「農薬販売届(廃止)」と新届出者名での様式第 1 号「農薬販売届」が必要です。

ウ 毒物や劇物に指定されている農薬を販売する場合は、毒物及び劇物取締法に係る販売業の申請・登録が必要です(申請先は保健所)。

(2) 届出先

〒024-0003 北上市成田 20-1 岩手県病害虫防除所

TEL 0197-68-4427・4428 FAX 0197-68-4316

メールアドレス CE0001@pref.iwate.jp

※ 郵送、持参もしくは電子メールにて受付します。

なお電子メールの場合、届出書類は PDF もしくは画像データでの送信とし、メール本文に届出者名と連絡先電話番号を記載してください。

(3) 個人の場合の記入例

① 販売届

様式第1号

個人の例

農薬販売届

令和 ● 年 ●● 月 ●● 日

農薬販売届の作成日を記入

岩手県知事様

住所 岩手県盛岡市内丸●番●号

(法人にあつてはその名称及び代表者役職、氏名)

氏名 岩手花子

TEL ●●●-●●●-●●●●

FAX ●●●-●●●-●●●●

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

- 販売所の所在地 (※1、2)
岩手県北上市成田●番●号
- 販売所の名称 (※1)
成田種苗店
- 卸、小売の別 (当てはまるものに○)
卸 ・ 小売
- 販売形態 (当てはまるものに○、複数回答の場合、主要業種に◎)

農業協同 組合	農薬卸商	農薬 小売商	薬局・ 薬店	種苗商	肥料商	その他 (業種も記入) (例: ホームセンター)
				○		

- ※1 複数の販売所を同時に申請する場合は、別紙に一覧として提出することも可。
※2 インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準じる場所を記載すること。

②-ア 変更届（「販売者に関する変更」のみの届出）

様式第2号

個人の例

農薬販売届（変更）

令和 ● 年 ●● 月 ●● 日

岩手県知事様

農薬販売届の作成日を記入

住所 岩手県滝沢市砂込●番●号

（法人にあつてはその名称及び代表者役職、氏名）

氏名 岩手花子

「販売者に関する変更」のみ
届け出る場合の記入例

TEL ●●●●-●●●●-●●●●●●
FAX ●●●●-●●●●-●●●●●●

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売者に関する変更（変更項目に○を付け、変更前と変更後が分かるように記載すること。）

○	販売者住所	(新) 岩手県滝沢市砂込●番●号
		(旧) 岩手県盛岡市内丸●番●号
	販売者 役職・氏名	(新)
		(旧) 岩手花子

変更しない項目は、(旧)の欄に
現在届け出ている情報を記入する。

販売者に関する変更のみの場合、以下にも記載すること。(※1)

(販売所所在地 岩手県北上市成田●番●号 販売所名称 成田種苗店)

2 販売所に関する変更（変更項目に○を付け、変更前と変更後が分かるように記載すること。）

	販売所 所在地 (※1、2)	(新)
		(旧)
	販売所名称 (※1)	(新)
		(旧)

※1 複数の販売所を届出している場合は、別紙に一覧として提出することも可。

※2 インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準じる場所を記載すること。

②-イ 変更届（「販売所に関する変更」のみの届出）

様式第2号

個人の例

農薬販売届（変更）

令和 ● 年 ●● 月 ●● 日

岩手県知事様

農薬販売届の作成日を記入

住所 岩手県滝沢市砂込●番●号

（法人にあつてはその名称及び代表者役職、氏名）

氏名 岩手花子

「販売所に関する変更」のみ
届け出る場合の記入例

TEL ●●●-●●●-●●●●
FAX ●●●-●●●-●●●●

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売者に関する変更（変更項目に○を付け、変更前と変更後が分かるように記載すること。）

販売者住所	(新)
	(旧)
販売者 役職・氏名	(新)
	(旧)

販売者に関する変更のみの場合、以下にも記載すること。（※1）

（販売所所在地 販売所名称 ）

2 販売所に関する変更（変更項目に○を付け、変更前と変更後が分かるように記載すること。）

○ 販売所 所在地 （※1、2）	(新) 岩手県北上市成田▲地割
	(旧) 岩手県北上市成田●番●号
販売所名称 （※1）	(新)
	(旧) 成田種苗店

変更しない項目は、(旧)の欄に
現在届け出ている情報を記入する。

※1 複数の販売所を届出している場合は、別紙に一覧として提出することも可。

※2 インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準じる場所を記載すること。

②-ウ 変更届（「販売者に関する変更」と「販売所に関する変更」の届出）

様式第2号

個人の例

農薬販売届（変更）

令和 ● 年 ●● 月 ●● 日

岩手県知事様

農薬販売届の作成日を記入

住所 岩手県滝沢市砂込●番●号

（法人にあってはその名称及び代表者役職、氏名）

氏名 岩手花子

「販売者に関する変更」と
「販売所に関する変更」を
同時に届け出る場合の
記入例

TEL ●●●-●●●-●●●●
FAX ●●●-●●●-●●●●

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売者に関する変更（変更項目に○を付け、変更前と変更後が分かるように記載すること。）

○ 販売者住所	(新) 岩手県滝沢市砂込▲番▲号
	(旧) 岩手県盛岡市内丸●番●号
販売者 役職・氏名	(新)
	(旧) 岩手花子

変更しない項目は、(旧)の欄に
現在届け出ている情報を記入する。

販売者に関する変更のみの場合、以下にも記載すること。(※1)

(販売所所在地 販売所名称)

2 販売所に関する変更（変更項目に○を付け、変更前と変更後が分かるように記載すること。）

○ 販売所 所在地 (※1、2)	(新) 岩手県北上市成田▲地割
	(旧) 岩手県北上市成田●番●号
販売所名称 (※1)	(新)
	(旧) 成田種苗店

変更しない項目は、(旧)の欄に
現在届け出ている情報を記入する。

※1 複数の販売所を届出している場合は、別紙に一覧として提出することも可。

※2 インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準じる場所を記載すること。

③ 廃止届

様式第3号

個人の例

農薬販売届(廃止)

令和 ● 年 ●● 月 ●● 日

岩手県知事様

農薬販売届の作成日を記入

住所 岩手県盛岡市内丸●番●号

(法人にあつてはその名称及び代表者役職、氏名)

氏名 岩手花子

TEL ●●●-●●●-●●●●

FAX ●●●-●●●-●●●●

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

(廃止する販売所)

所在地 (※1、2)	岩手県北上市成田●番●号
名称 (※1)	成田種苗店

※1 複数の販売所を同時に廃止する場合は、別紙に一覧として提出することも可。

※2 インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準じる場所を記載すること。

(4) 法人の場合の記入例

① 販売届

様式第1号

法人の例

農薬販売届

令和 ● 年 ● 月 ● 日

農薬販売届の作成日を記入

岩手県知事様

住所 岩手県盛岡市内丸●番●号

(法人にあつてはその名称及び代表者役職、氏名)

氏名 株式会社岩手種苗
代表取締役 岩手花子

TEL ●●●-●●●-●●●●

FAX ●●●-●●●-●●●●

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

- 販売所の所在地 (※1、2)
岩手県北上市成田●番●号
- 販売所の名称 (※1)
岩手種苗 北上成田店
- 卸、小売の別 (当てはまるものに○)
卸 ・ 小売
- 販売形態 (当てはまるものに○、複数回答の場合、主要業種に◎)

該当する販売所が複数ある場合は、その販売所の所在地及び名称を記載した一覧表 (任意様式) を添付することも可。

農業協同組合	農薬卸商	農薬小売商	薬局・薬店	種苗商	肥料商	その他 (業種も記入) (例: ホームセンター)
				○		

- ※1 複数の販売所を同時に申請する場合は、別紙に一覧として提出することも可。
※2 インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準じる場所を記載すること。

② 変更届

様式第2号

法人の例

農薬販売届(変更)

令和 ● 年 ● 月 ● 日

岩手県知事様

農薬販売届の作成日を記入

住所 岩手県滝沢市砂込●番●号

(法人にあつてはその名称及び代表者役職、氏名)

氏名 株式会社岩手種苗
代表取締役 岩手花子

TEL ●●●-●●●-●●●●
FAX ●●●-●●●-●●●●

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売者に関する変更(変更項目に○を付け、変更前と変更後が分かるように記載すること。)

Table with 2 columns: Item (Sales location, Sales representative name), and Status (New/Old). Includes a note: '変更しない項目は、(旧)の欄に現在届け出ている情報を記入する。'

販売者に関する変更のみの場合、以下にも記載すること。(※1)

(販売所所在地 別紙一覧のとおり 販売所名称 別紙一覧のとおり)

2 販売所に関する変更(変更項目に○を付け、変更前と変更後が分かるように記載すること。)

Table with 2 columns: Item (Sales location, Sales name), and Status (New/Old). Includes a note: '該当する販売所が複数ある場合は、その販売所の所在地及び名称を記載した一覧表(任意様式)を添付することも可。'

※1 複数の販売所を届出している場合は、別紙に一覧として提出することも可。
※2 インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準じる場所を記載すること。

③ 廃止届

様式第3号

農薬販売届(廃止)

法人の例

令和 ● 年 ●● 月 ●● 日

岩手県知事様

農薬販売届の作成日を記入

住所 岩手県盛岡市内丸●番●号

(法人にあつてはその名称及び代表者役職、氏名)

氏名 株式会社岩手種苗
代表取締役 岩手花子

TEL ●●●●-●●●●-●●●●

FAX ●●●●-●●●●-●●●●

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

(廃止する販売所)

所在地 (※1、2)	別紙一覧のとおり	該当する販売所が複数ある場合は、その販売所の所在地及び名称を記載した一覧表(任意様式)を添付することも可。
名称 (※1)	別紙一覧のとおり	

※1 複数の販売所を同時に廃止する場合は、別紙に一覧として提出することも可。

※2 インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準じる場所を記載すること。

2 農薬販売にあたっての注意点等

(1) 農薬取締法上の定義

①「農薬」とは（農薬取締法第2条第1項）

- ・ 農作物等（※）を害する病虫害の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤、その他薬剤（忌避剤、展着剤等）や、農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる植物成長調整剤等。

※「農作物等」には花きや庭木、街路樹、ゴルフ場の芝、玄米、伐採木等も含まれます。

- ・ 農薬と同じ成分を含むものでも、蚊やゴキブリ等の衛生害虫を駆除するために家庭や畜舎内で用いられる薬剤は農薬に該当しません。

②「特定農薬」とは（農薬取締法第3条第1項）

- ・ その原材料に照らし農作物等、人畜及び生活環境動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が定めるもの。
- ・ 現在は、i) 天敵（使用場所と同一県内で採取されたもの）、ii) 重曹、iii) 食酢、iv) エチレン、v) 次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る）が指定されている。

③「農薬の販売者」とは（農薬取締法第2条第4項）

- ・ 「農薬の販売者」は、農薬を販売する者で、これを業として反復継続的に行わない個人も含まれます。
- ・ 「販売」には無償譲渡（授与）も含まれます。また、インターネットを利用して販売する場合（インターネットオークションへの出品を含む）も該当します。
- ・ ただし、所有権の移転を伴わない単なる輸送・配送による受け渡しは「販売」に該当しません。

(2) 農薬販売にあたっての注意点

① 販売できる農薬、禁止されている農薬（農薬取締法第18条）

- ・ 販売できる農薬は「登録農薬（※1）」と「特定農薬」です。
- ・ 「販売禁止農薬（※2）」や「無登録農薬」の販売は禁止されています。

※1 「登録農薬」には、規定の表示（登録番号、農薬の種類、名称、有効成分、適用病害虫、使用方法、最終有効年月 等）があります。

登録農薬の例	農林水産省登録 第〇〇〇〇〇号
殺菌剤	
○△□水和剤	
【成分】	〇〇〇……10.0%
	△△△……20.0%
【性状】	淡緑色水和性粉末
	□□□株式会社
	500g

※2 「販売禁止農薬」は「農薬の販売の禁止を定める省令」の27農薬。

1	リンデン	10	トキサフェン	19	PCP
2	DDT	11	TEPP	20	CNP
3	エンドリン	12	メチルパラチオン	21	PCNB
4	ディルドリン	13	パラチオン	22	ケルセン
5	アルドリン	14	水銀剤	23	ペンタクロロベンゼン
6	クロルデン	15	2, 4, 5-T	24	アルファーヘキサクロロシクロヘキサン
7	ヘプタクロル	16	砒酸鉛	25	ベーターヘキサクロロシクロヘキサン
8	ヘキサクロロベンゼン	17	水酸化トリシクロヘキシルスズ (ブリクトラン)	26	クロルデコン
9	マイレックス	18	ダイホルタン	27	ベンゾエピン

(名称は農林水産省サイトでの表示による)

② 虚偽宣伝の禁止（農薬取締法第21条）

- ・ 農薬の有効成分、含有量、効果等について虚偽宣伝をすることは禁止。
- ・ 農薬登録を受けていない資材について、農薬登録を受けていると誤解させるような宣伝をすることは禁止。

③ 農薬ではない除草剤の表示義務（農薬取締法第22条）

- ・ 当該除草剤を販売する場合は、容器及び店頭の見えやすい場所に「当該製品が農薬として使用できない」旨の表示をすることが義務（詳細はP13）。

④ 帳簿の備え付け、記載の義務（農薬取締法第 20 条）

- ・ 帳簿を備え付け、これに農薬の種類別の譲受数量（受入数量）及び譲渡数量（払出数量）を記載することが義務付けられています。
- ・ 水質汚濁性農薬（シマジン（CAT 剤））は、更に譲渡先別譲渡数量の記載も必要です。

帳簿の記載例		農薬受払簿				
種類		品名		規格		
普・劇・毒		シマジン		◇◇◇g		
受払年月日	受入数量	払出数量	在庫数量	照合	備考	
(繰越)			5			
R3 4 7	10		15		(株)○○社より仕入	
4 12		3	12		販売(岩手花子(盛岡市内丸◇番◇号))	
4 18		5	7		販売(三陸太郎(北上市成田◇番◇号))	

- ・ 帳簿は 3 年間保存することが義務付けられています。
 - ・ POS システムやコンピュータにより前記の項目を記録し、農薬の種類毎にデータ検索できる記録方法であれば、紙の帳簿は不要です。ただし、データは 3 年間保存することが求められます。
- ※ 毒物や劇物に指定されている農薬を販売する場合は、毒物及び劇物取締法が定める書面の作成及びその保存（5 年間）が必要です。

⑤ その他

- ・ 事故防止のため、農薬は食品の近くに陳列・保管しないこと。
- ・ 保管の際は盗難や紛失に十分注意してください。また、保管上の注意事項がラベルに表示されているものや、法令によって保管方法が定められている毒物・劇物や危険物に該当するものは、所定の方法で保管してください。
- ・ 最終有効年月の切れた農薬は店頭から撤去し、販売しないようにしてください。
- ・ 岩手県では、農薬の適正管理・安全使用に関する一定の知識を有する方を「農薬管理使用アドバイザー」として認定しています。毎年、アドバイザー認定のための研修を実施していますので、積極的な受講をお願いします。

携帯電話用 QR コード

(<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nougyou/nougyougijutsu/nouyaku/1007715.html>)



農薬として使用することができない除草剤 の販売・使用に関するお願い

？「農薬」とは

- 農作物等を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤や農作物等の生理機能の増進・抑制に用いられる成長促進剤等の薬剤をいいます。
- 国がその品質や効果、残留などを審査し、定められた使用方法により、農作物や環境などへの安全性が確認されたものを、農林水産省が登録します。
- 登録農薬には、容器・包装に『農林水産省登録第〇〇〇〇〇号』の記載があります。

？「農薬として使用することができない除草剤」とは

道路、駐車場、グラウンド等において、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理の目的以外で使用される除草剤です。

☑ 容器・包装への表示義務

除草剤の容器・包装に「農薬として使用することができない」旨の表示が必要！



☑ 店頭における表示義務

店舗の見やすい場所に「農薬として使用することができない」旨の表示が必要！

！ 販売者へのお願い



「農薬」と誤解して購入されないよう、「農薬として使用することができない」旨を、商品や店舗において、分かりやすく表示、陳列してください。

分かりやすい表示例

こちらの商品は、農薬として使用することができません。農作物や庭木・花き等の植物の栽培・管理には使用できません。

誤解を受けやすい表示例

こちらの除草剤は、非農耕地専用です。
農耕地には使用できません。



☆インターネットで販売する場合☆
販売サイト上で農薬として使用できない旨を記載するなど、分かりやすい情報提供をお願いします。

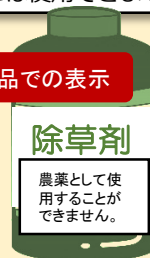
1

店頭での表示

- ・農薬ではありません。
- ・農作物や庭木・花き等植物の栽培・管理には使用できません。

2

商品での表示



3

農薬と区別し陳列



！ 購入者・使用者へのお願い



農薬に該当しない除草剤を、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培管理のために使用することは、農薬取締法で禁止されておりますので、ご注意ください。



MAFF

(問い合わせ先) 東北農政局 消費・安全部 農産安全管理課
電話番号：022-263-1111 (内線4534)